

随意契約理由書

1 案件名称

消費者教育用動画制作業務

2 契約の相手方

株式会社ジェイコムウエスト

3 随意契約理由

本事業の実施にあたっては、高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者の消費者被害の実態やトラブルにあった際の対処方法など、消費者被害の未然防止・拡大防止に必要な知識を習得できる消費者教育用動画を制作し、高齢者等の消費者被害の防止と解決に資することを目的として、成果を上げるため、事業者から消費者被害防止の取り組みに効果のある啓発動画の企画提案を募集し、最も適した内容・手法により実施させることにより効果的な事業の実施が可能となるため、公募型プロポーザルにより委託業者の選定を行った。

株式会社ジェイコムウエストは、「大阪市消費者センター公募型プロポーザルによる事業等委託業者選定委員会」において、企画提案書及びプレゼンテーションの審査を経て、業務遂行能力があり、本事業の委託業者として適切であるとして選定されたため、同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局 総務部 消費者センター（電話番号 06-6614-7522）